

救急車の適正利用について

峡南消防本部管内の平成26年中の救急出場件数は2,478件に上がっており、2,317人を病院へ搬送しました。平成25年からは144件の増加と113人の搬送人員の増加となり年々増加傾向にあります。また、平成26年中は1日あたり約7件の救急出場がありました。一見少ないように感じますが、峡南消防本部管内は面積が広く元々救急出場から帰署までの時間が他の消防本部に比べ時間を要していることに加え、管内医療機関の状況から管外搬送が増加していることもあり、1件あたりの救急出場時間が長くなり救急車が消防署を留守にする状況が頻繁に起こっております。

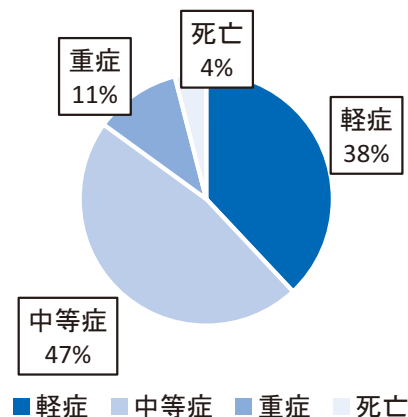
近年、単なる酒酔いや切り傷、捻挫程度のけが等、緊急性がないのに救急車を要請されるケースが増えており、救急搬送した傷病者のうち入院の必要がない軽症者の割合が38%にも上ります。

峡南消防本部では、救急出場要請を受けると管内の2つの消防署、1つの分署、3つの分駐所に配置している救急隊のうち、要請先を管轄するそれぞれの消防署から出場します。しかし、出場要請が重なった場合には遠いところから駆けつけることになり、現場に到着するまで時間を要し、本当に緊急性のある傷病者への対応が遅れてしまい救える命が救えなくなるおそれがあります。特に南部町では救急要請が重なると中部消防署からの出場になるため、到着までに30分以上かかることもあります。

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は自家用車やタクシーなど救急車以外の交通機関などを利用して受診して下さい。町民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

傷病者の様子や事故の状況を見て緊急を要す場合には迷わず119番通報してください。（南分署へ直接通報よりも119番通報をお願いします。）

程度別割合



尊い命を救うため救急車の適正利用をお願いします。

平成27年国勢調査にご協力ください



国勢調査
2015



- 平成27年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査を実施いたします。

日本に住んでいるすべての人、世帯にご協力いただく国のもっとも重要な統計調査です。

- 平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。

この調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、私たちの暮らしに役立てられます。

- 9月上旬から調査員が皆様のお宅を訪問し、調査関係書類をお配りしますので、ご協力をお願いいたします。
- 今回の国勢調査から、インターネットによる回答、紙の調査票による回答のどちらかを選ぶことができます。

皆様のご協力をお願いいたします。

お問合せ 企画課 ☎ 66-3402（直通）

国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

国勢調査2015

検索

総務省・山梨県・南部町

◎ 農振農用地区域からの除外の申出を受け付けます!

平成27年度農地の転用に係る、農業振興地域整備計画のうち 農用地区域からの除外（農振除外）申請について

農業振興地域のうち、特に農用地等として利用を確保すべき土地を「農用地区域」といい、原則として農地を農用地以外の用途に利用することができません。

農用地以外の用途に利用したい場合は、まず、農用地区域からの除外（農振除外）を行った上で、農地の転用許可を受ける必要があります。

農地（田・畑）を、農地以外の地目（宅地など）として利用したいとお考えの場合は、まず、農業委員会か産業振興課農政係に、その農地が農用地区域内の農地なのかを確認してください。

また、農振除外申請で受付けたものが、緊急性があり目的どおり事業が実施されること、下記要件を全て満たさないと除外が認められないこと、除外許可を受けても農地転用は農業委員会の許可を受ける必要があることをご理解願います。

【農用地区域からの除外要件】

- 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
 - ・ 新たに除外しなくても利用できる土地を保有していないこと。
 - ・ 農用地区域外の農用地で売買（貸借）等を検討したが不調になったこと。等
- 農用地の集団化、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。
 - ・ 集団性のある農用地の中央に建物等を建設しないこと。
 - ・ 周辺農用地の農業効率が低下しないこと。
 - ・ 周辺の農用地の日当たりが悪化しないこと。等
- 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
- 土地改良施設に支障を及ぼさないこと。
 - ・ 農業用排水施設に支障がないこと。等
- 土地改良事業（農業用水路の新設、区画整理等）を実施中又は当該事業完了後8年未満の優良農用地区域内の農地でないこと。

【受付期間】

平成27年8月10日(月)から平成27年9月18日(金)まで
(※但し、土・日曜日及び祝祭日を除く。)

【受付場所及びお問合せ】

南部町役場分庁舎 産業振興課 農政担当 ☎64-4839(直通)

【申出方法】

除外申出用紙に必要書類を添付して提出してください。

申出の様式は下記の方法で受け取ることが可能です。

- 役場の担当窓口でもらう
- 町のホームページの“様式ダウンロード”よりダウンロードし、印刷して利用して下さい。

峡南在宅医療支援センター

「峡南在宅医療支援センター」は平成23年に、峡南地域の在宅医療専門相談窓口として、国の地域医療再生基金により、飯富病院内に設置されました。在宅主治医の紹介等、峡南地域の在宅療養に関する相談・支援を行っています。平成26年度から導入している「峡南地域在宅患者情報共有システム」KOMET（以下コメット）の運営もセンター業務の一つです。

コメットとは、在宅で療養している患者さんを支援している関係者がタブレット端末を用いて情報共有や連携を図るシステムで、患者さんが安心して療養できるように活用しています。

南部町では、医師やケアマネジャーが中心に患者支援チームを立ち上げ、コメットを活用して活発な連携が行われています。

コメットを利用するには、在宅患者さんの同意を得られた上で支援チームを作り、センターに利用申請をしていただくことで使用が可能となります。

コメットの利用により、南部町の方々が安心して在宅療養を送れるように推進していきたいと思いますので、住民の皆様のご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

峡南在宅医療支援センター

TEL : 0556-42-6177

URL : <http://kyonan-zaitaku.jp/>



農地は貴重な財産 ～農地中間管理事業を活用しませんか～

☆農地を有効活用するための、新しい仕組みです。

☆新しい仕組みは、「農地中間管理事業」です。公的機関なので安心です。

☆農業のリタイアを考えている方、相続される方は家族で話し合い、早めの対策を考えましょう。

「農地中間管理事業」の仕組み

- 農地を貸したい人
- ・ 農業をやめたい場合
 - ・ 耕作面積を縮小したい場合
 - ・ 耕作放棄地など利用していない農地がある場合
 - ・ 農地を相続したが、農業ができない場合等

(出し手)

貸
付

山梨県
農地中間管理機構
(山梨県農業振興公社)



↑
スマートフォン等
モバイルはこちらから！

(受け手)

貸
付

- 農地を借りたい人
- ・ 農業経営の規模拡大をしたい場合
 - ・ 新規に就農をしたい場合
 - ・ 近くの農地を貸してほしいが、遊休農地となっていて困っている場合等

○必要な場合は、使い勝手の良い農地へ整備し、貸し付けます。

○条件によっては、お借りできない農地もありますので、ご承知ください。

詳しい内容は、南部町農業委員会 ☎64-4839（直通）までお問い合わせください。